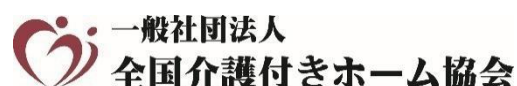


会 員 各 位



NEWS LETTER Vol. 97 の正誤について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、表題のとおり、記事内容に誤りがございましたので、正誤表を送付いたします。会員の皆様にはご迷惑をおかけして誠に申し訳ありません。ご確認の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

●該当箇所

NEWS LETTER Vol. 97 連載 1 「講師に聞く」介護付きホーム Q & A 冊子 8 ページ上段

正	誤
回答 1 (中略) 原則として利用料の他に別途費用を請求することはできません。 ただし、例外として以下の 2 つについては別途費用を請求できます。 (1) 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料 (2) 個別的な選択による介護サービス利用料 (1)については、看護・介護職員の人数が常勤換算で、前年度平均の要介護者数（要支援者は 0.5 人で換算）に対し 2.5 対 1 以上（ただし、<u>前年度平均の要介護者数が 30 人未満の場合は居宅サービス基準等に基づき算出された人数に 2 人を加えた人数以上</u>）配置している場合に算定できます。	回答 1 (中略) 原則として利用料の他に別途費用を請求することはできません。 ただし、例外として以下の 2 つについては別途費用を請求できます。 (1) 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料 (2) 個別的な選択による介護サービス利用料 (1)については、看護・介護職員の人数が常勤換算で、前年度平均の要介護者数（要支援者は 0.5 人で換算）に対し 2.5 対 1 以上（ただし、<u>前年度平均の要介護者数が 30 人未満の場合は 2 対 1 以上</u>）配置している場合に算定できます。

(参考) 平成 12 年老企第 52 号

(2021 年度版「介護付きホームに関わる主な法令・通知集」87 ページ)

2 保険給付対象外の介護サービス費用を受領できる場合 (1) 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料 (略) ① 要介護者等が三十人以上の場合 看護・介護職員の人数が常勤換算方法で、「要介護者の数（前年度の平均値）」及び「要支援者の数（前年度の平均値）に〇・五を乗じて得た数」の合計数が二・五又はその端数を増すごとに一人以上であること。 ② <u>要介護者等が三十人未満の場合</u> <u>看護・介護職員の人数が、居宅サービス基準等に基づき算出された人数に二人を加えた人数以上であること。</u>

以上